

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="font-size: small;">工事の一時中止ガイドラインについて</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">令和元年（2019年）5月30日事調第332号 各（総合）振興局長あて農政部長</p> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">沿革 <u>一部改正 令和 2年 9月25日事調第834号</u></p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin-top: 20px;">工事の一時中止ガイドライン <u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold; margin-top: 40px;">令和 <u>2</u>年 <u>9</u>月</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 10px;">北海道農政部農村振興局事業調整課</p>	<p style="font-size: small;">工事の一時中止ガイドラインについて</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">令和元年（2019年）5月30日事調第332号 各（総合）振興局長あて農政部長</p> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">沿革 <u>【追加】</u></p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin-top: 20px;">工事の一時中止ガイドライン <u>(案)</u></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold; margin-top: 40px;">令和 <u>元</u>年 <u>6</u>月</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 10px;">北海道農政部農村振興局事業調整課</p>	<p style="font-size: x-small;">字句の削除</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 40px;">字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
目 次	目 次	
1 目的 P 1	1 目的 P 1	
2 工事の一時中止に係る基本フロー P 2	2 工事の一時中止に係る基本フロー P 2	
3 発注者の中止指示義務 P 3	3 発注者の中止指示義務 P 3	
4 一時中止の通知 P 5	4 一時中止の通知 P 5	
5 基本計画書の作成・提出 P 6	5 基本計画書の作成・提出 P 6	
6 一時中止期間中の監理技術者等の取扱い P 7	6 一時中止期間中の監理技術者等の取扱い P 7	
7 請負代金額又は工期の変更 P 8	7 請負代金額又は工期の変更 P 8	
8 <u>増加</u> 費用の考え方 P 9	8 <u>増し分</u> 費用の考え方 P 9	字句の改正
<u>(削除)</u>	<u>(1) 増し分費用の範囲</u> P 9	行の削除
<u>(1) 増加</u> 費用の算定 P 9	<u>(2) 増し分</u> 費用の算定 P 10	項番、字句、頁数の改正
<u>(2) 工事一時中止</u> のケース P 10	<u>(3) 工事一時中止</u> のケース P 13	項番、頁数の改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	
<p>1 目的</p> <p>【 省略 】</p> <p>2 工事の一時中止に係る基本フロー</p>	<p>1 目的</p> <p>【 省略 】</p> <p>2 工事の一時中止に係る基本フロー</p>	<p>備考</p> <p>第 43 号様式の記述について省略 ※一時中止と工期変更を同時に通知場合は変更契約締結が必要</p> <p>関連工事の調整等による一時中止の場合など</p> <p>第 48 号様式の記述について省略</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>3 発注者の中止指示義務</p> <p>【 省略 】</p> <p>4 一時中止の通知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">工事を一時中止する場合、発注者は書面をもってその中止内容を通知しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【農業土木工事共通仕様書】 1-1-16 工事の一時中止 1. 発注者は、（中略）受注者に対してあらかじめ書面により通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。</p> <p>【工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について】（令和2年9月25日付け事調第832号） 3 工事を一時中止させる場合の指示等 発注者は、工事を一時中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。</p> </div> <p>5 基本計画書の作成・提出</p> <p>【 省略 】</p> <p>6 一時中止期間中の管理技術者等の取扱い</p> <p>【 省略 】</p> <p>(1) 一時中止期間における配置技術者の取扱い</p> <p>【 省略 】</p> <p>(2) 管理責任</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【工事請負契約書】 第15条（工事用地の確保）（1項は省略） 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>【農業土木工事共通仕様書】 1-1-16 工事の一時中止（1項～2項は省略） 3. （中略）また、受注者は工事の再開に備え、工事現場を保全しなければならない。</p> </div> <p>【 省略 】</p> <p>7 請負代金額又は工期の変更</p> <p>【 省略 】</p> <p>【留意事項】（請負代金額の変更） (1) 発注者は、工事の施工を中止させた場合、一時中止に伴い必要となった増加費用、受注者に及ぼした損害について、必要な費用を負担しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ （削除） 工事現場の維持に要する費用 ・ （削除） 工事現場の体制の縮小又は再開に要する費用 ・ <u>工事の再開準備に要する費用</u> ・ <u>工期延長等となる場合の費用</u> </p>	<p>3 発注者の中止指示義務</p> <p>【 省略 】</p> <p>4 一時中止の通知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">工事を一時中止する場合、発注者は書面をもってその中止内容を通知しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【農業土木工事共通仕様書】 1-1-16 工事の一時中止 1. 発注者は、（中略）受注者に対してあらかじめ書面により通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。</p> <p>【工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて】（令和元年5月30日付け事調第333号） <u>第2 工事を一時中止させる場合の指示</u> <u>発注者は、工事の施工を一時中止させる場合は、受注者に対して、中止の対象となる工事内容及び工事区域、中止期間の見通し、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等の基本事項を指示するものとする。</u></p> </div> <p>5 基本計画書の作成・提出</p> <p>【 省略 】</p> <p>6 一時中止期間中の管理技術者等の取扱い</p> <p>【 省略 】</p> <p>(1) 一時中止期間における配置技術者の取扱い</p> <p>【 省略 】</p> <p>(2) 管理責任</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【工事請負契約書】 第15条（工事用地の確保）（1項は省略） 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>【農業土木工事共通仕様書】 1-1-16 工事の一時中止（1項～2項は省略） 3. （中略）また、受注者は工事の<u>続行</u>に備え、工事現場を保全しなければならない。</p> </div> <p>【 省略 】</p> <p>7 請負代金額又は工期の変更</p> <p>【 省略 】</p> <p>【留意事項】（請負代金額の変更） (1) 発注者は、工事の施工を中止させた場合、一時中止に伴い必要となった増加費用、受注者に及ぼした損害について、必要な費用を負担しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>増加費用</u>：工事現場の維持に要する費用 ・ <u>損 害※</u>：工事体制の縮小又は再開に要する費用 ・ <u>（追加）</u> ・ <u>（追加）</u> </p>	<p></p> <p style="text-align: center;">出典元通知文の改正に伴う字句の改正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">字句の改正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">出典元通知文の改正に伴う字句の改正、追加、削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(2) 「増加費用」の対象期間は、工事を一時中止した期間を基本とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(3) 「増加費用」は、工事請負契約書第 17 条（条件変更等）に基づく設計図書の変更又は条件変更等に係る請負代金額の変更とは区別して算定する。</p> <p>【留意事項】（工期の変更）</p> <p>【 省略 】</p> <p>8 増加費用の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>増加費用は、受注者が基本計画書に従って工事現場等の維持等を実施したことで必要となった費用の明細書及び根拠資料等を基に受発注者が協議して算定する。</p> </div> <p>(1) 増加費用の算定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>増加費用は、【工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について】（令和 2 年 9 月 25 日付け事調第 832 号）別紙「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」により算定する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> </div> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> </div>	<p style="text-align: center;"><u>※工事請負契約書第 28 条（不可抗力による損害）で定義される損害とは別</u></p> <p>(2) 「増加費用」の対象期間は、工事を一時中止した期間を基本とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 「増加費用」と「損害」は区分せず、「工事一時中止に伴う増加費用等」（以下、「増し分費用」という。）として費用を算定する。</u></p> <p>(4) 「増し分費用」は、工事請負契約書第 17 条（条件変更等）に基づく設計図書の変更又は条件変更等に係る請負代金額の変更とは区別して算定する。</p> <p>【留意事項】（工期の変更）</p> <p>【 省略 】</p> <p>8 <u>増し分費用</u>の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>増し分費用</u>は、受注者が基本計画書に従って工事現場等の維持等を実施したことで必要となった費用の明細書及び根拠資料等を基に受発注者が協議して算定する。</p> </div> <p>(1) <u>増し分費用の範囲</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>【工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて】（令和元年 5 月 30 日付け事調第 333 号）</u></p> <p><u>第 4 増し分費用の範囲</u> <u>増し分費用として積算する範囲は、中止期間中の工事現場の維持管理に要する費用、工事現場の体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用とする。なお、具体的内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1 工事現場の維持管理に要する費用</u> <u>中止期間において、工事の再開に備え、工事現場の維持管理、労務者及び従業員並びに建設機械器具等の保持のために必要な費用とする。</u></p> <p><u>2 工事現場の体制の縮小に要する費用</u> <u>中止指示時点における工事現場の体制から中止した工事現場を維持管理するために必要最小限な体制まで縮小することにより不用となった労務者及び従業員並びに建設機械器具等の配置転換に要する費用とする。</u></p> <p><u>3 工事の再開準備に要する費用</u> <u>工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために労務者及び従業員並びに建設機械器具等の再転入に要する費用とする。</u></p> </div> <p>【留意事項】 <u>増し分費用は、中止期間において工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店費用も対象となる。</u></p> <p>(2) <u>増し分費用の算定</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>【工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて】（令和元年 5 月 30 日付け事調第 333 号）</u></p> <p><u>第 6 増し分費用の算定</u></p> <p><u>1 増し分費用は、受注者が基本計画書に基づき実施した費用の明細書及び証拠書類の妥当性を受発注者が協議して算定するものとする。</u></p> <p><u>2 増し分費用の各構成費目は第 7 に定める内容により積算するものとする。</u></p> <p><u>第 7 増し分費用の費目と内容</u></p> <p><u>1 現場における増し分費用</u></p> <p><u>(1) 材料費</u></p> <p><u>ア 材料の保管等の費用</u> <u>搬入済の材料のうち倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管した材料の保管料及び出入庫手数料</u></p> <p><u>イ 他の工事現場へ転用した材料の運搬費</u> <u>搬入済の材料のうち、他の工事現場に転用した材料の運搬費用</u></p> <p><u>(2) 労務費</u></p> <p><u>ア 工事現場の維持に必要な労務費</u> <u>労務費は、原則として計上しないものとする。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事で、作業員を確保</u></p> </div>	<p>字句の削除</p> <p>項番、字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>出典元通知文の改正に伴う字句の改正</p> <p>記載内容が出典元通知文と重複するため削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>しておく必要があるため、労務者を常駐させた場合はその費用</u></p> <p><u>イ 他職種に転用した場合の労務費差額</u> <u>アのただし書による技能労務者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種との単価差額の労務費用</u></p> <p><u>(3) 機械費</u> <u>ア 工事現場に存置する機械の費用</u> <u>工事現場の維持のために必要な機械並びに搬出費及び再搬入費が工事現場に存置する費用を上回ることに より、工事現場に存置することとした機械を存置する費用</u> <u>イ 工事現場の維持のために機械の運転に要する費用</u></p> <p><u>(4) その他</u> <u>直接工事費に計上されている材料の損料</u> <u>元設計において、供用される期間の長さによって積算額が変わるものとして（以下「期間要素を考慮して」という。）計上されている材料の中止期間に係る損料</u></p> <p><u>(5) 仮設費</u> <u>ア 仮施設等の損料等</u> <u>イ 仮施設の損料等</u> <u>仮施設のうち、元設計において期間要素を考慮しているもの中止期間に係る損料及び維持補修の費用</u> <u>(イ) 仮設材料の損料</u> <u>搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回るにより工事現場 に存置することとした仮設材料の中止期間に係る損料</u> <u>イ 工事現場の維持のために新たに必要になった仮施設等に要する費用（保安要員費を含む。）</u></p> <p><u>(6) 事業損失防止施設費</u> <u>(5)に準じて積算した費用</u></p> <p><u>(7) 準備費</u> <u>中止に伴う工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備等に要する費用</u></p> <p><u>(8) 技術管理費</u> <u>原則として計上しないものとする。</u> <u>ただし、搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上している機器 等については、機器等の中止期間に係る損料</u></p> <p><u>(9) 機械器具運搬費</u> <u>ア 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</u> <u>現場搬入済の機械器具類又は仮設材料のうち工事現場外に搬出又は再搬入に要する費用</u> <u>イ 大型機材類等の現場内運搬に要する費用</u> <u>工事を中止したため、新たに工事現場内に移動させることとした大型機材類等の運搬費用</u></p> <p><u>(10) 営繕損料</u> <u>営繕施設の中止期間に係る損料及び維持補修に要する費用</u></p> <p><u>(11) 労務者輸送費</u> <u>工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者の通勤費用</u></p> <p><u>(12) 役務費</u> <u>ア 材料置場等の敷地の借上げ料</u> <u>元設計において期間要素を考慮して計上している材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ等に要した費 用</u> <u>イ 用水・電力等の基本料金</u> <u>元設計において計上している用水・電力等に係る中止期間の基本料金</u></p> <p><u>(13) 安全費</u> <u>ア 既存の安全施設等に係る費用</u> <u>安全施設等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上している安全施設等の中止期間に係る損料及 び保安要員の費用</u> <u>イ 工事現場の維持のために新たに必要になった安全施設等に要する費用</u></p> <p><u>(14) 労務管理費</u> <u>ア 労務者の転出入に要する費用</u> <u>遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者を含む。）を一定の範囲に転出又は 一定の範囲から復帰のための転入に要する費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は 下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認 できる者（以下「専従的労務者」という。）とする。</u></p>	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>イ 解雇又は休業手当に要する費用</u> <u>適当な転入先（他の工事現場等）を確保することができない専従的労務者の解雇又は休業手当に要する費用</u></p> <p><u>(15) 従業員給料手当</u> <u>ア 中止期間中の工事現場の維持管理のために現場に常駐する従業員に支給する給料手当</u> <u>イ 中止指示時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制の人員に縮小するまでの間、残留していた縮小対象の従業員に支給する給料手当</u> <u>ウ 工事現場の維持体制の人員から工事を再開する体制に移行するまでの間、増員となる従業員に支給する給料手当</u></p> <p><u>(16) 福利厚生費等</u> <u>中止の期間中の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信費の費用</u></p> <p><u>(17) 地代</u> <u>中止期間中の営繕施設に係る敷地の借上げに要する費用</u></p> <p><u>2 本支店における増し分費用</u> <u>現場における増し分費用の発生に伴い本支店で要する費用</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>【工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いの運用について】（令和元年6月 日付け事調第〇〇号）</u> <u>増し分費用の積算は、次に示す方法により行うものとする。</u></p> <p><u>1 現場における増し分費用</u></p> <p><u>(1) 材料費</u> <u>ア 材料の保管等の費用</u> <u>保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。</u> <u>イ 他の工事現場へ転用した材料の運搬費</u> <u>当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。</u></p> <p><u>(2) 労務費</u> <u>ア 工事現場の維持に必要な労務費</u> <u>現場に常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。</u> <u>労務費＝延人員×職種別労務単価</u> <u>イ 他職種に転用した場合の労務費差額</u> <u>本来の職種外の作業に従事した場合の労務費差額は、次式により算定する。</u> <u>労務費差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）</u> <u>なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。</u></p> <p><u>(3) 機械経費</u> <u>工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。</u> <u>機械存置費＝中止期間×供用1日当たり損料</u></p> <p><u>(4) その他</u> <u>ア 直接工事費に計上されている材料の損料</u> <u>次式により算定する。</u> <u>材料損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当たり損料</u> <u>イ 仮施設等の損料等</u> <u>(ア) 仮施設の損料</u> <u>次式により算定する。</u> <u>仮施設の損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当たり損料</u> <u>なお、仮施設の維持補修費は、必要に応じて計上する。</u> <u>(イ) 仮設材料の損料</u> <u>(ア)に準じて算定する。</u> <u>ウ 工事現場の維持のために新たに必要になった仮施設等に要する費用を積算基準により算定する。</u></p> <p><u>(5) 事業損失防止施設費</u> <u>(4)イ(ア)に準じて算定する。</u></p> <p><u>(6) 準備費</u> <u>工事現場で必要とされた各作業に対し、次式により算定する。準備費＝延人数×職種別労務単価</u></p> <p><u>(7) 技術管理費</u> <u>(5)に準じて算定する。</u></p>	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>(8) <u>営繕損料</u> 元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。 営繕損料=中止期間×供用1日(又は1月)当たり損料及び維持補修費</p> <p>(9) <u>役務費</u> 元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。 借上げ料=$\frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$</p> <p>(10) <u>安全費</u> 元設計において積上げ計上されている既存の安全施設等に係る費用は、次式により算定する。 安全費=中止期間×供用1日(又は1月)当たり損料</p> <p>(11) <u>従業員給料手当</u> ア 中止期間中の工事現場の維持管理のため現場に常駐する従業員に支給する給料手当 次式により算定する。 常駐従業員給料手当=常駐日数×基準日額 基準日額は、作業日報及び給与明細等を基に算定する。 2 本支店における増し分費用 本支店における増し分費用は、元設計の費用に工事中止に伴う増加費用等を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定する。</p>	
<p>【留意事項】</p> <p>1) 増加費用は、「工事一時中止に伴う増加費用等」として原契約の費用とは区分して計上する。</p> <p>2) <u>工事延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</u></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>3) <u>増加費用の算定は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。</u></p> <p>4) <u>作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとするが、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情(トンネル、潜函等の特殊な工事)があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用を計上する。</u></p> <p>5) 工事現場に存置する必要がある建設機械及び仮設材等に係る費用の算定に当たっては、円滑な工事再開が図られるよう、搬出費及び再搬入費との比較のほか、当該地域における資機材の需給状況等に留意する必要がある。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1) <u>増し分費用は、「工事一時中止に伴う増加費用等」として原契約の費用とは区分して計上する。(追加)</u></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>2) <u>増し分費用の算定は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。</u></p> <p>3) <u>労務費は原則として計上しないものとするが、トンネル、潜函等の工事に限らず、工事現場の保全等のために、受発注者の協議により工事現場に常駐する必要があると認められた場合には、当該労務者の費用を計上するものとする。</u></p> <p>4) 工事現場に存置する必要がある建設機械及び仮設材等に係る費用の算定に当たっては、円滑な工事再開が図られるよう、搬出費及び再搬入費との比較のほか、当該地域における資機材の需給状況等に留意する必要がある。</p>	<p>字句の改正 出典元通知文の改正に伴う字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句、項番の改正 出典元通知文の改正に伴う字句の改正 項番の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(2) 工事一時中止のケース</p> <p>1) 【 省略 】</p> <p>2) 契約後準備工着手前に中止した場合 【 省略 】</p> <p>【留意事項】</p> <p>① ～ ④ 【 省略 】</p> <p>⑤ 増加費用は、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。 【 省略 】</p> <p>3) 準備工期間に中止した場合 【 省略 】</p> <p>【留意事項】</p> <p>① ～ ② 【 省略 】</p> <p>③ 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所等の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。 【 省略 】</p>	<p>(3) 工事一時中止のケース</p> <p>1) 【 省略 】</p> <p>2) 契約後準備工着手前に中止した場合 【 省略 】</p> <p>【留意事項】</p> <p>① ～ ④ 【 省略 】</p> <p>⑤ 増し分費用は、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。 【 省略 】</p> <p>3) 準備工期間に中止した場合 【 省略 】</p> <p>【留意事項】</p> <p>① ～ ② 【 省略 】</p> <p>③ 増し分費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所等の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。 【 省略 】</p>	<p>項番の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>